

令和6年度

**横浜市V2H充放電設備
設置費補助金**

申請のしおり

令和6年8月

横浜市 脱炭素・GREEN×EXPO推進局

カーボンニュートラル事業推進課

目 次

1 横浜市V2H充放電設備設置費補助金について	
(1) 補助対象事業の概要	1
(2) 申請者	1
(3) 募集期間及び補助予算額（募集上限額）	1
(4) 補助対象設備	1
(5) 補助対象経費	2
(6) 補助上限額	2
(7) 申請方法	2
(8) 注意事項	2
2 申請フロー及び提出書類	
(1) 申請受付の流れ	3
補助金申請フロー	4
(2) 提出書類	5
(3) その他	9
(4) お問い合わせ先	9

1 横浜市V2H 充放電設備設置費補助金について

(1) 補助対象事業の概要

戸建住宅、集合住宅又は事業所へ設置するV2H充放電設備設置費の一部を補助します。

(2) 申請者

横浜市内に使用の本拠地を置く次のいずれかに該当するもの

ア 個人

イ 集合住宅の管理組合等

ウ 法人（国、地方公共団体、独立行政法人等を除く。）

エ 個人事業主

オ 上記ア～エに該当する者から許諾を受け、V2H充放電設備を設置し、所有するリース会社等

※注意事項

次の方はご申請いただけません。

- ・市税滞納者
- ・暴力団等反社会的勢力の関係者

(3) 募集期間及び補助予算額（募集上限額）

募集期間：令和6年8月13日(火)から令和7年2月14日(金)まで。

※令和7年3月28日(金)までに交付申請兼実績報告書を提出することが必要です。

※補助予算額（12,000,000円）に達した場合は、期限前に受付を終了します。

受付状況等は横浜市ホームページに掲載します。

なお、募集開始から8月27日(火)までの申込は、同日にあったものとみなします。

※横浜市電子申請・届出システム（以下「電子申請システム」）で事前申込をしてください。詳細は横浜市ホームページでお知らせします。

(4) 補助対象設備

補助対象設備は横浜市内において戸建住宅、集合住宅又は事業所に設置するV2H充放電設備とし、また、次の要件をいずれも満たすことが必要です。

ア 国の補助金の対象設備※又は一般社団法人 CHAdeMO 協議会の認証を受けているV2H充放電設備であること。

※一般社団法人次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備を対象とした補助金

イ 戸建住宅、集合住宅又は事業所に設置する設備であること。

ウ 未使用の設備であること。

(5) 補助対象経費

国の補助金の補助対象経費のうち、V2H充放電設備の本体購入費（設置工事費は含まれません。）

(6) 補助上限額

補助対象経費から国の補助金を除いた額の2分の1。ただし、駐車スペース1台分につきV2H充放電設備1基とし、1基あたりの上限額は10万円とします。

(7) 申請方法

ア 電子申請システムによる事前申込

下記 URL より必要事項を入力し、必要資料をアップロードしてください。アップロードする資料は最大3つにまとめて提出をしてください。なお、補助対象者の方以外が代理で申請をする場合は、委任状（第8号様式）の作成及びアップロードが必要です。手続きにあたり、事前に必要書類をよくご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8b124415-302c-4b77-99af-6cbac71354e6/start>

【二次元コード】



※申請には、電子申請システムのアカウント作成が必要です。補助対象者から手続きを委任された事業者の方は、事業者の方のアカウントでお申込みください。

イ 交付申請兼実績報告

電子申請システムによる事前申込の後、交付申請兼実績報告書（第1号様式）に必要書類を添付の上、郵送でご提出ください。

【申請書提出先】

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局カーボンニュートラル事業推進課

V2H補助金担当

【申請様式】

横浜市のホームページからダウンロード願います。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/hojo/v2h.html>

【提出期限】

令和7年3月28（金）まで

(8) 注意事項

ア 本しおりに記載のない事項等詳細は、「横浜市V2H充放電設備設置費補助金交付要綱」（以下、「要綱」）をご確認ください。

イ 補助金の交付を受けた方は、補助対象設備を取得した日から起算し5年間を経過するまで保有することが義務付けられています。

ウ 他の横浜市の補助金と重複して申請はできません。

2 申請フロー及び提出書類

(1) 申請受付の流れ（P. 4 補助金申請フローを参照してください。）

- ア 電子申請システムにおいて、必要事項の入力と書類提出をします。
- イ 市が入力内容の確認を行い、支障がない場合には、事前申込番号を回答します。
なお、事前申込番号の回答と合わせて補助見込み額をお伝えしますが、あくまで見込み額であり、その後の手続きや実際の施工状況により金額が変動する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ウ 事業完了（補助対象経費の支払完了）後、交付申請兼実績報告書（第1号様式）等必要書類を郵送で提出します。
※令和7年3月28日（金）までに提出がなされない場合、事前申込番号を取得していても補助金は受け取れません。
- エ 市が交付申請書等を審査した上で、補助金額の決定をし、交付決定兼額確定通知書を送付します。
- オ 交付決定兼額確定通知到着後、請求書（第6号様式）を提出します。
- カ 市に請求書が到着した後、指定された金融機関へ補助金が振り込まれます。

【主な手続きの流れ】



(2) 提出書類

ア 電子申請システムによる事前申込

- ・横浜市電子申請・届出システムにより、**令和7年2月14日(金)まで**に申込してください。
- ・申込後、市で内容確認を行い、支障がない場合は事前申込番号と補助見込み額を回答します。
事前申込番号は交付申請書への記載が必須なため、回答前の交付申請はできません。
- ・申込から回答まで、原則2週間程度時間を要します。短縮の依頼はお受けできません。
- ・事前申込や交付申請の手続きは、委任状を取り交わすことで委任することができます。
- ・応募者多数の場合、期限より前に募集を終了する場合があります。

書類内容等	
【必要事項】	
1	補助対象者名、住所、メールアドレス、電話番号
2	V2H充放電設備を設置する建物の所在地、建物の区分及び建物の所有者、並びにV2H充放電設備の本体購入費、国の補助金額、本市への補助金申請額
【国の補助金を申請する場合】※電子データにより提出	
3	国の補助金の補助金交付申請時に提出した次の書類等一式(コピー) <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定通知書(コピー) <ul style="list-style-type: none"> ※国の補助金の交付決定前に申請する場合は交付申請書でも可 ・V2H充放電設備本体の購入にかかる見積書(内訳書含む。)のコピー <ul style="list-style-type: none"> ※リースの場合はリース見積書 ・要部写真
【国の補助金を申請しない場合】※電子データにより提出	
※国の補助金申請手続きの必要書類に準じること。	
4	契約に係る書類 【V2H充放電設備を購入する場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・V2H充放電設備本体の購入にかかる見積書(内訳書含む)または契約書(内訳書含む)のコピー 【V2H充放電設備をリースする場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約書または見積書のコピー(賃貸人、賃借人、V2H充放電設備情報、設置場所住所、リース期間(5年以上であること。)、総額リース料金の記載があること。)
5	要部写真(建屋の全景と駐車場スペースの位置がわかること、駐車スペースの全景、V2H充放電設備本体の設置予定場所が確認できること。)
【その他該当する場合】※電子データにより提出	
6	委任状(第8号様式) ※交付申請手続き等を委任する場合
7	見積書又は入札を行った際の結果がわかる資料(コピー) ※補助対象事業に係る費用が100万円以上の場合
8	その他 ※市長が必要と認めた書類

【資料の電子データ化について】

- ・紙の資料はスキャンや撮影等により電子データ化し、pdf、jpg、zip 等の形式で提出してください。
- ・アップロードできるデータは、最大3つにまとめてください。データ量には上限があります。
- ・不備がある場合、データ修正や再提出を依頼する場合があります。
- ・データ修正や再提出を依頼したにも関わらず、ご対応いただけない場合は、事前申込番号を発行しません。
- ・データ修正や再提出を依頼している間に、他の申請により予算上限に達した場合は、事前申込番号を発行しません。
- ・データの圧縮方法や変換方法のお問合せには、原則回答できません。

イ 交付申請兼実績報告書(第1号様式)

- ・ **郵送**により、**令和7年3月28日(金)まで**に横浜市カーボンニュートラル事業推進課へ提出してください。
- ・ 期限までにご提出いただけない場合、事前申込番号を取得していても補助金は交付されません。
- ・ すべて A4 判片面でのご提出をお願いします。
- ・ 到達後に審査を行い、支障が無い場合は交付決定兼額確定通知書(第2号様式)をお送りします。
- ・ 提出から通知まで、原則2週間程度時間を要します。短縮の依頼はお受けできません。

書類内容	
【共通提出書類】	
1	交付申請兼実績報告書(第1号様式)
2	返信用封筒 ・郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を添付したもの ※交付決定兼額確定通知等を送付(A4判1~3枚程度) ※令和6年10月1日の郵便料金変更に伴い、令和6年9月16日以降の申請については新料金の切手を貼り付けてください。
3	申請者の確認書類 <u>【法人の場合】</u> ・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のいずれかを1通(発行から3箇月以内のもの)、又は定款のコピー(原本証明を含む。) ※リースの使用者が個人の場合は、使用者の住民票の写しも提出 <u>【個人の場合】</u> ・住民票の写し(発行から3箇月以内のもの、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)(コピー不可)又は運転免許証(変更内容の記載がある場合は裏面も必要)等の官公署から発行された顔写真付き本人確認書類(住所記載のもの)のコピー <u>【個人事業主の場合】</u> ・住民票の写し(発行から3箇月以内のもの、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)(コピー不可)又は運転免許証(変更内容の記載がある場合は裏面も必要)等の官公署から発行された顔写真付き本人確認書類(住所記載のもの)のコピー ・個人事業主として事業を営んでいることを証明する書類のコピー(直近の所得税青色申告決算書、営業許可証等) <u>【法人格をもたないマンション管理組合の場合】</u> ・管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類(総会議事録等) ※書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等記載されていること。
4	V2H充放電設備の設置・使用場所等を確認する書類 <u>【法人の場合】</u> ・建物の登記事項証明書(発行から1年以内のもの)(コピー不可) <u>【戸建住宅または個人事業主の事業所に設置する場合】</u> ・建物の登記事項証明書(発行から1年以内のもの)(コピー不可) <u>【集合住宅(一住戸)に設置する場合】</u> ・建物の登記事項証明書(発行から1年以内のもの)(コピー不可) ・V2H充放電設備の設置について、住民総会で決議、または理事会での合意がされていることを証する書類 <u>【集合住宅(共用部)に設置する場合】</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅等であることを証する書類(建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証等で共同住宅等であることが明記されている書類等) ・V2H充放電設備の設置について、住民総会で決議、または理事会での合意がされていることを証する書類
【国の補助金を申請する場合】	
5	<p>国の補助金の実績報告時に提出した次の書類一式(コピー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書(国へ実績報告をしたことがわかる資料(申請画面のコピー等)、交付決定通知書等の補助金額がわかる資料、及び工事が完了したことがわかる資料を提出すること。) ・V2H充放電設備本体の発注書のコピー ・V2H充放電設備本体の請求書(内訳書含む。)のコピー ・V2H充放電設備本体の支払を証する領収書のコピー ・V2H充放電設備本体の保証書のコピー ・要部写真 ・リースの場合はリース契約書のコピー
【国の補助金を申請しない場合】	
※国の補助金申請手続きの必要書類に準じること。	
6	<p>契約に係る書類</p> <p>【V2H充放電設備を購入する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・V2H充放電設備本体の購入にかかる契約書(内訳書含む。)のコピー(注文書と注文請書などでも可。) <p>【V2H充放電設備をリースする場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約書のコピー(賃貸人、借借人、V2H充放電設備情報、設置場所住所、リース期間(5年以上であること。)、総額リース料金の記載があること。)
7	V2H充放電設備本体の請求書(内訳書含む。)のコピー
8	V2H充放電設備本体の支払を証する領収書のコピー ※ローン契約の場合は、ローン契約書
9	V2H充放電設備本体の保証書のコピー
10	要部写真(建屋の全景と駐車場スペースの位置がわかること、駐車スペースの全景、V2H充放電設備本体の設置が確認できること。)
【その他該当する場合】	
11	<p>同意書(第7号様式)</p> <p>※申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない(賃貸住宅等)場合や、申請者以外に共同所有者がいる場合は提出必須</p>
12	<p>委任状(第8号様式)(事前申込で提出したデータの原本)</p> <p>※手続きを第三者へ委任しない場合は不要</p>
13	<p>その他</p> <p>※市長が必要と認めるもの</p>

ウ 請求書(第6号様式)

交付決定兼額確定通知書到着後、請求書を**令和7年4月11日(金)までに**提出してください。
右上の請求書番号の記入は任意です。

(3) その他

- ・提出した申請書類について、カーボンニュートラル事業推進課から電話等により、確認をする場合があります。**申請書類は、提出前に必ず控え(コピー等)を取り、保管してください。**
- ・処分制限期間内(V2H充放電設備を取得した日から起算して5年間)は処分することができません。処分をする場合は、財産処分承認申請書(第9号様式)の提出や、当該設備の使用期間に基づき補助金の返還を求めます。
- ・補助金交付後処分制限期間内(V2H充放電設備を取得した日から起算して5年間)に、補助対象事業内容に変更があった場合は、補助対象事業内容変更届出書(第13号様式)をご提出ください。

(4) お問い合わせ先

〒231-0005
横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局
カーボンニュートラル事業推進課
TEL 045-671-4225
FAX 045-550-3925
MAIL da-hojo@city.yokohama.lg.jp

お問合せ先

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局

カーボンニュートラル事業推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10

横浜市ホームページ：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machi/izukuri-kankyo/ondanka/etc/hojo/v2h.html>

TEL : 045-671-4225

FAX : 045-550-3925